

事 務 連 絡
令和6年12月9日

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合

電子申請等における旧様式による資格取得届の提出について

謹啓 霜秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。当組合の運営につきましては、日頃よりご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日より現行の健康保険証の発行は終了し、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。また、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対しては、当組合から「資格確認書」が交付されます。

これに伴い、新しい資格取得届の様式に「資格確認書発行要否」欄を設けております。円滑な移行を図るため、旧様式での電子申請や電子媒体申請の運用について、下記のとおりご対応をお願いいたします。

謹白

記

1. 旧様式による資格取得届の提出について

旧様式による資格取得届を電子申請等で提出を行う場合、資格確認書の発行が必要なときは、備考欄に「資格確認書要」と記載をお願いいたします。資格確認書の発行が必要となるのは、以下のいずれかに該当する場合があります。

- ・マイナナンバーカードを取得していない、または返納した場合
- ・マイナナンバーカードを保有しているが健康保険証として利用登録を行っていない、利用登録解除者、もしくは利用登録を解除申請した場合
- ・マイナナンバーカードの電子証明書が有効期限切れの場合

2. 新旧様式の並行受付期間について

資格取得届の提出が多く見込まれる4月の状況等を踏まえ、令和7年6月1日までは旧様式による電子申請等も受付いたします。日本年金機構の届出作成プログラムが新様式に対応した場合は、速やかに更新をお願いいたします。

3. その他

日本年金機構の届出作成プログラムは、新様式への対応が令和7年1月末頃となる予定です。そのため、電子申請又は電子媒体申請を利用している事業主で、このプログラムを使用して提出用ファイルを作成している場合、当面は旧様式での作成となります。資格確認書が必要な場合は、備考欄に「資格確認書要」の記載をお願いいたします。

以上

お問い合わせ等につきましては適用・徴収グループまで
電話 03-3404-7344